

特定空家等の措置に関する公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第 127号）第 2条第 2項に規定する特定空家等について、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を命ぜられるべき者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第22条第10項の規定により、次のように公告する。

令和 7年11月10日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 特定空家等の概要

- (1) 所在等 名古屋市中村区太閤通 6丁目35番地
- (2) 種類 店舗
- (3) 構造 木造瓦葺 2階建
- (4) 延床面積 90.90平方メートル

2 所有者等が行うべき措置

建築物の除却

建築物内残置物の搬出及び適正処理

3 措置期限

令和 7年12月 5日（金）

期限までに措置が行われない場合は、名古屋市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、所有者等の負担において、当該建築物を除却する。

当該建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等（以下「動産等」という。）については、市長等が相当の価値があると認めるものを除き、撤去又は処分する。

動産等について所有権その他の権利を主張する者は、措置期限までに当該動産等を搬出すること。

4 問合せ先

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市スポーツ市民局地域振興部地域振興課

電話 052-972-3126

名古屋市スポーツ市民局地域振興部地域振興課